

皆様のご意見をお寄せください

## パブリックコメントを実施します

パブリックコメントは、町の基本的な政策などの意思決定の際に、広く町民等が意見を述べられる場を設け、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。町では、次の案件について皆様のご意見を募集します。

### 南三陸町第2期健康づくり計画(健康増進計画及び食育推進計画)(素案)

町では現在、第2期健康づくり計画の策定に取り組んでいます。健康づくり計画では、町民の健康課題やニーズを踏まえた、町の10年間の目標とその実現に向けた施策を定めることとしております。

このたび、今後の健康づくりの方針となる「南三陸町第2期健康づくり計画(素案)」がまとまりましたので、皆さんからのご意見を募集します。

◆問い合わせ 保健福祉課健康増進係  
☎46-5113 FAX 46-4514  
メール kenkou@town.minamisanriku.miyagi.jp

### 行政不服審査に係る関係条例の一部改正等(案)

現行法を全面改正した新しい「行政不服審査法」が平成28年4月1日から施行されることに伴い、町においてもこれに対応するための条例制定を予定しています。今回の意見募集は、町の機関に対する審査請求に関する手続等について、条例により独自に規定する内容を対象として実施するものです。

◆問い合わせ 総務課総務法令係  
☎46-1370 FAX 46-5348  
メール soumu@town.minamisanriku.miyagi.jp

## 意見の提出方法等

- ◇意見を募集する期間 2月1日(月)から2月15日(月)まで(必着)
- ◇関係資料の公表場所 担当課、歌津総合支所地域生活課、町ホームページ
- ◇意見の提出方法 規定の用紙に意見提出者の氏名、住所等を明記し、担当課宛に郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。  
※電話や口頭による意見提出はできません。  
※意見提出用紙は、町ホームページからダウンロードできます。

## 広報みなみさんりくへの広告掲載に係る広告代理店募集

町では、広報みなみさんりくにおいて平成28年5月号から広告枠を設けます。そこで、次のとおり広告掲載に係る広告代理店を募集します。

### ◇広告枠について

- ・広報みなみさんりくに設定する8枠の広告枠に、1年間、民間企業等の広告を掲載する権利を、有償により売却します。
- ・広報紙に掲載する広告主の募集や広告案の作成・修正等の作業は、広告代理店が行います。

### ◇広告の掲載期間

平成28年5月号から平成29年4月号まで

### ◇決定方法

一般競争入札により行い、予定価格を設定したうえで、その額以上の最高価格で入札した者を落成者として決定します。

### ◇入札参加方法

次の書類を2月19日(金)までに企画課企画情報係へ提出してください。

- ①入札参加申込書(企画課、町ホームページにて配布)
- ②会社経歴、業務内容等が確認できる書類(任意の様式)

◆問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371



# 東日本大震災 南三陸町追悼式

平成23年の東日本大震災により犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、復興への誓いを新たにするため、本年も南三陸町主催による追悼式を開催いたします。震災のご遺族及び関係者の皆様のご参列を、ご案内申し上げます。

日時 3月11日(金) 午後2時30分開式(予定)  
(午後1時45分開場)

場所 南三陸町総合体育館ベイサイドアリーナ(志津川字沼田56番地)

※詳細については広報みなみさんりく3月号でお知らせいたします。

※警報発令や荒天等、開催に支障が生じた場合は、町行政防災無線放送でお知らせします。

### 〔ご確認事項〕

- ①ご参列の際は平服をご着用ください。 ②無宗教形式での実施となります。
- ③献花用の花は町で用意しております。香料・供花・供物等をご遠慮ください。
- ④平日開催のため、道路の混雑等が予想されます。また駐車場も少ないため、できるだけBRTや町内無料バスをご利用ください。なお、当日は仮設住宅各地区から会場までの無料送迎バスも運行いたします。

【無料送迎バスの経路・時刻表、臨時駐車場等の詳細は3月1日発行の広報3月号でお知らせいたします。】

◆問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

## 野焼きは法律で禁止されています！



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、ごみの焼却は、厳しい基準に合った焼却炉で燃やす以外の方法は、一部の例外を除いて禁止されています。簡易焼却炉やドラム缶などを使用した野焼きは法律違反です。なお、例外として認められているたき火やキャンプファイヤー等であっても、火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為を行う場合は、消防署長に届け出が必要です。(消防署長への届け出をしても野焼きの行為が許可されたものではありません。詳しくは南三陸消防署(☎46-2677)にお尋ねください。)

※野焼きの罰則：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科

◆問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528